

○吉野川市総合評価落札方式の実施方針

平成31年5月1日改正

吉野川市建設工事総合評価落札方式実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、対象工事、総合評価方式の方法、評価項目及び評価基準についての実施方針を次のとおり定める。

1 対象工事

総合評価落札方式により入札を行う工事は、次のいずれかに該当するものとし、吉野川市総合評価競争入札審査会（以下「審査会」という。）において、総合評価方式での入札の適否を審議し、学識経験者の意見聴取に基づき、同方式で発注する工事を選定するものとする。

（1）設計金額（税込み）が原則として3千万円以上（建築一式工事にあつては、5千万円以上）の工事

（2）設計金額（税込み）が1千万円以上3千万円未満（建築一式工事にあつては、3千万円以上5千万円未満）の工事のうち、総合評価方式に適合すると認められる工事

2 総合評価方式の方法

（1）施工能力審査型

技術的工夫の余地が比較的小さい工事、かつ、発注者が示す仕様に基づき適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用し、工事成績等に基づいて評価される技術力と入札価格により総合評価を行う。

（2）簡易型

普通程度の技術的工夫の余地がある工事、かつ、発注者が示す仕様に基づき適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用し、簡易な施工計画・同種工事の実績・工事成績等に基づいて評価される技術力と入札価格により総合評価を行う。

3 評価項目及び評価基準

（1）施工能力審査型

評価項目は以下のとおりとする。評価内容については、原則、別表の評価基準に基づき技術力評価を行う。

○評価項目

- ①企業実績
- ②配置予定技術者
- ③地域精通度
- ④地域貢献度

（2）簡易型

評価項目は以下のとおりとする。評価内容については、原則、別表の評価

基準に基づき技術力評価を行う。

○評価項目

- ①施工計画
- ②企業実績
- ③配置予定技術者
- ④地域精通度
- ⑤地域貢献度

4 総合評価及び落札者の決定方法

(1) 総合評価の方法

総合評価の方法は、以下の方法（除算方式）により算出される評価値をもって総合評価とする。

○評価値の算出方法（除算方式）

評価値＝（標準点＋評価加算点）÷入札価格（単位：百万円）

評価加算点＝各評価項目の得点合計÷各評価項目の配点合計＊加算点の最大値

※標準点：参加資格要件を満足する者に100点を与える。

※評価加算点：評価基準に基づき、評価された得点を加算点数に換算して与える。

評価加算点は、小数第1位（2位四捨五入）とする。

※評価値：小数点第4位（5位切り捨て）止めとする。

(2) 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、入札価格が有効な入札価格の範囲であり、得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

また、評価値の最も高い者が2以上あるときは、入札価格の低い者を落札者とする。ただし、入札価格も同額である場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、電子入札による場合は、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定するものとする。

5 加算点

加算点の最大値は以下のとおりとする。

(1) 施工能力審査型・・・15点

※3,000万円未満（建築一式工事にあつては、5,000万円未満）の工事については10点とする。

(2) 簡易型・・・20点

※加算点は小数第1位（小数第2位四捨五入）止めとする。

6 施工計画の審査

施工計画の審査は、総合評価競争入札審査会が行う。

7 評価結果の履行確保

(1) 施工計画の履行確保

工事実施に際し、施工計画の内容と同等以上の施工ができなかった場合には、当該工事の工事成績評定点を減点する。

工事成績減点値＝(A－B)／A×13点

A：入札時の施工計画に関する得点合計

B：施工後の実績に相当する技術提案等に関する得点の合計

※減点値は小数第2位を四捨五入し小数第1位止めとする。

※施工計画に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、「虚偽記載」及び「契約違反」として「吉野川市建設業者指名停止措置要綱」に基づき措置を行うものとする。

(2) 配置予定技術者の履行確保

配置予定技術者を、工事途中で交代させたことにより配置予定技術者に関する評価項目の得点が入札時より低くなる場合には、次の方法により算出される工事成績減点値を工事成績評定点から減点する。

工事成績減点値＝(A－B)／A×13点

A：入札時の配置予定技術者に関する得点合計

B：交代した技術者に対する得点の合計（落札決定時での評価）

※減点値は小数第2位を四捨五入し小数第1位止めとする。

(3) 地元下請比率の履行確保

工事の実施に際し、地元下請比率提案書の内容と同等以上の比率が確保できなかった場合には、当該工事の工事成績表定点を減点する。

※減点値は、「地元下請比率」評価項目に関する得点を工事成績評定点から減点する。

※地元下請比率に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、「虚偽記載」及び「契約違反」として「吉野川市建設業者指名停止措置要綱」に基づき措置を行うものとする。

8 学識経験者（総合評価入札審査委員会）の意見聴取

実施にあたっては、以下の事項について学識経験者（総合評価入札審査委員）の意見を聴取する。

(1) 落札者決定基準の是非

※簡易型、施工能力審査型ともに個別工事ごとに意見聴取を行う。

※当該意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとされたときは、その際に改めて意見聴取を行うものとする。

9 その他

入札・契約手続きの透明性・公平性を確保するため、入札評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告（入札説明書等）において明らかにする。また、総合評価における落札結果及び技術力評価の結果等については、落札者決定後速やかにホームページで公表する。

○別表（3.（1）及び3.（2）関係）

評価項目	評価基準	評価内容
企業実績	同種工事の施工実績	同種工事の金額又は件数による施工実績
	工事成績評定点	直前の5カ年平均点による工事成績評定点
	優良工事表彰	直前の5カ年に受けた表彰回数
	ISO,エコアクション 21 の取得状況等	ISO9001, 14001,エコアクション 21 のいずれかを取得
	建設機械の保有状況	解体工事に伴う特殊機械保有状況
配置予定技術者	配置予定技術者の資格	対象工事により評価資格を設定 1億円以上は1級資格のみを加点の対象
	配置予定技術者の施工経験 CPD	同種工事の金額又は件数による施工実績 継続学習に係る単位取得数により評価
地域精通度	営業拠点の有無	入札参加者に応じて資格を判断し適用
地域貢献度	地元下請比率	吉野川市に本社又は本店がある地元企業を、一次もしくは二次下請として使用する場合に評価
施工計画	簡易な施工計画	品質管理、工程管理、配慮事項、課題対応、コスト縮減、安全管理

※施工能力審査型及び簡易型の評価基準は、原則、別表内の評価基準により該当工事の種類・特性に応じて対応し、評価内容についても同様な対応とする。

ただし、別表に表記のない評価項目及び基準を採用する場合は、総合評価競争入札審査会において承認が必要となる。